

長門市 子どもの福祉医療



長門市では、0歳から18歳年度末までの児童の医療費は、無料です。

- 入院・通院の医療費（保険診療による自己負担額）の窓口での支払は不要
- 所得制限や一部自己負担なし

★対象の児童★

健康保険に加入している子ども

（18歳到達年度の3月31日まで）

※長門市に住民登録があること。

※他の医療費助成（ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療など）を受けている方は、そちらの制度を優先します。

※生活保護受給中の方や児童福祉施設入所の方は対象となりません。

※就職や婚姻等により保護者の扶養から外れた場合は対象となりません。

★対象となる医療★

保険診療による入院・通院の自己負担分

（医科、歯科、薬局、柔道整復、訪問看護、鍼灸など）

※入院時の食事代等の健康保険適用外費用は、全額自己負担となります。

※高額な医療費になる時（入院等）には、限度額適用認定証の手続きを忘れずをお願いします。

★受給者証★

福		福祉医療費受給者証 (〇〇用)			
特記事項					
記号		〇〇	番号		〇〇〇〇〇
受給者	居住地	長門市■■■■〇〇〇番地			
	氏名	長門 花子			
	生年月日	■■■年〇月〇〇日			
有効期限		■■■年〇月〇〇日から ■■■年〇月〇〇日まで			
交付年月日		■■■年〇月〇〇日			
一部負担金の上限金額(裏面)		通院	0円	入院	0円
発行機関名及び印		山口県 長門市 市長			
福祉医療費負担者番号		8	1	3	5 0 6 1 3

※社会保険各法に基づく被保険者であることを証する書類等と一緒に医療機関等の窓口へ提示してください。

※山口県内の医療機関は無料となりますが、県外の医療機関を受診する場合は、一旦お支払いをされ、領収書（または証明書）をご持参のうえ、子育て支援課または各支所・出張所で払い戻しの手続きをお願いします。

※加入している健康保険等の変更があった場合は、必ず届出をお願いします。